

○平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

一～六 （略）

（削除）

第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

一～六 （同上）

七 施行規則第二十四条の五第九号から第十四号までに規定する電気通信設備により新たな網機能を導入する場合における次の情報（ロ、ハ及びニについては同条第九号に規定する機能の提供のために用いる設備に限る。）

イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークと他の電気通信事業者のネットワークとの間のインタフェース及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークと利用者側の端末設備との間のインタフェースの物理的な仕様（選択することができるとある項目にはその内容を含む。）

ロ 端末の認証等に関する方式及び情報（選択することができるとある項目にはその内容を含む。）

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークから他の電気通信事業者のネットワークへ転送されるデータの実効速度に関する情報

ニ 通信プロトコルに関する情報（当該通信プロトコルの改訂が行われている場合にはその情報及び選択することができるとある項目にはその内容をそれぞれ含む。）

ホ 当該新たな網機能の提供予定時期

ヘ 当該新たな網機能を導入する目的（想定される利用用途を含む。）

ト 当該新たな網機能の導入により役割を提供するカバーエリア

チ 他の電気通信事業者が当該新たな網機能を用いて接続を可能とする通信建物名及び住所  
 リ 当該新たな網機能の提供に係る設備の利用に伴う費用の負担の有無及びその概算（費用の負担がある場合には、当該設備の創設費の概算並びに他の電気通信事業者による費用の負担の方法の案及び負担の額の概算を含む。）

第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

一 第一条第一号及び第二号（ハ及びニを除く。）並びに第一条のニ並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。

第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

一 第一条第一号、第二号（ハ及びニを除く。）及び第七号（ハ、チ及びリを除く。）、第一条のニ並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。

二 前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イ及び第一条の二の情報の開示は当該情報をまとめた一の集合物（電磁的記録を含む。）の提供により行うものとする。

三 情報の更新周期は極力短期間とし、第一号に規定する情報の更新に際しては更新情報を明示するものとする。

三の二・四 （略）

（削除）

二 （同上）

三 （同上）

三の二・四 （同上）

五 第一条第七号（ハ及びビを除く。）に規定する情報の開示は、同号ホに規定する当該新たな網機能の提供予定時期の九十日前までに行うものとする。ただし、当該日数前までに情報を開示することができないことについて正当な理由があると認められる場合であつて、総務大臣の承認を受けたときは、当該日数を短縮することができる。

## 附 則

1 この告示は、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第 号。以下「改正省令」という。）の施行の日から施行する。

2 改正省令による改正前の電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十四条の五第九号から第十四号までに規定する第一種指定電気通信設備により導入される新たな網機能であつて、この告示の施行前にその工事が開始され、この告示の施行後にその提供が開始されるものについては、この告示による改正前の平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）第一条第七号並びに第三条第一号から第三号まで及び第五号の規定は、なお効力を有する。